

個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の方法を定める規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第17号

個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の方法を定める規則

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。